

水質等常時監視結果（令和2年度）

1 公共用水域

(1) 健康項目

水質汚濁に関する環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）は27項目設定されており、砒素、ふっ素を除く25項目で、全ての測定地点で環境基準を達成している。砒素、ふっ素の汚染原因はいずれも地質による自然的な影響であり、利水状況からみて健康影響が生じるおそれはない。（表1）

表1 河川での健康項目環境基準値超過状況

項目	行政区域	河川 (地点)
砒素 (1地点)	宝塚市	さいみょうじ さいみょうじ 最明寺川(最明寺橋)
ふっ素 (12地点)	神戸市	なぐさ おのえ 有馬川(長尾佐橋)、生田川(小野柄橋)
	西宮市	おた た ほうらいきょう せんと 有馬川(明治橋)、船坂川(船坂橋、下田橋下流)、太多田川(蓬 萊 峡山荘前、千都橋)、 ざとうだに じゅうりんじ つと じんざかん 座頭谷川(流木)、仁川(鷲 林寺橋、甲山橋、地すべり資料館横)、津門川(神祇官橋)

(2) 生活環境項目

生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）は、公共用水域の利用目的ごとに類型が指定され、類型ごとに基準値が設定されている。

有機汚濁の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）（河川）及び化学的酸素要求量（COD）（海域及び湖沼）の環境基準達成状況をみると、令和2年度は、河川では39水域全て（環境基準達成率100%）で、海域では26水域中18水域（同69%）で、環境基準を達成している。湖沼は1水域で、環境基準を達成しなかった。

長期的には、河川では改善傾向にあるが、海域では横ばい傾向である。（図1）

また、県内の瀬戸内海海域の全窒素及び全磷は、平成24年度以降9水域全てで、環境基準を継続して達成している。

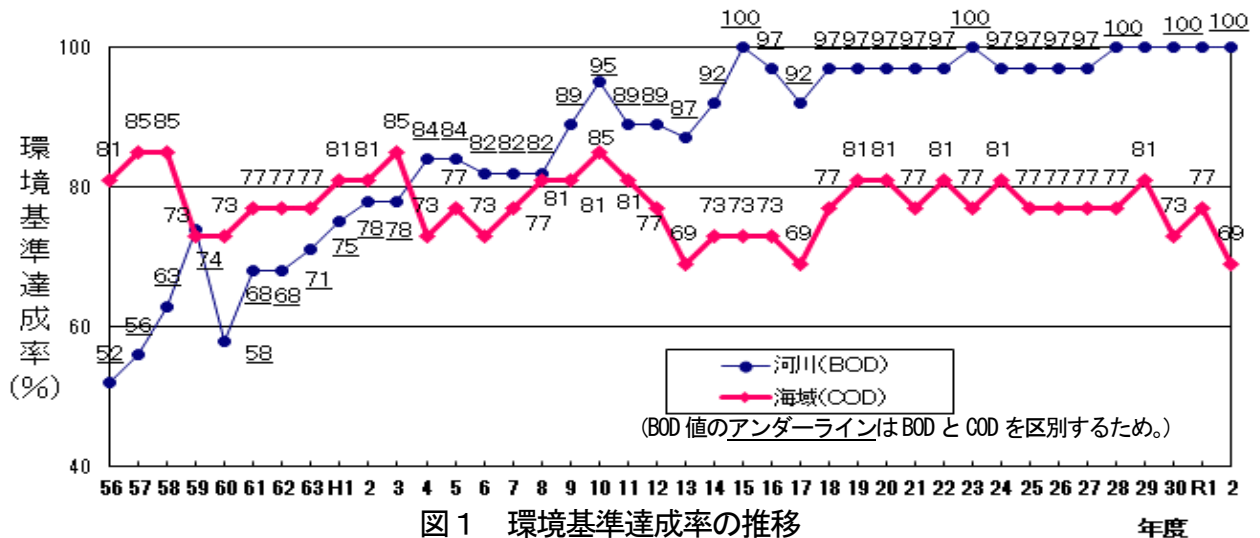


図1 環境基準達成率の推移

(注) 環境基準達成率 = $\frac{\text{環境基準達成水域数}}{\text{水域数}} \times 100$

① 河川 (BOD)

河川水質は、下水道整備をはじめとした生活排水対策等の進展により長期的には水質改善が進んでいる。

ア 阪神地域

11 水域全てで環境基準を達成している。

イ 播磨地域

20 水域全てで環境基準を達成している。

また、天川、法華山谷川、八家川及び大津茂川では環境基準が設定されていないが、長期的には改善の傾向である。

ウ 但馬地域

8 水域全てで環境基準を達成しており、良好な水質を維持している。

エ 淡路地域

洲本川、三原川では環境基準が設定されていないが、ほぼ横ばいの傾向である。

② 海域 (COD)

大阪湾及び播磨灘の一部の水域では、沖合部を中心に COD が環境基準非達成の状態にある。

ア 大阪湾

9 水域中 5 水域で環境基準を達成している。

イ 播磨灘 (播磨灘北西部及び淡路島西部南部海域を含む)

15 水域中 11 水域で環境基準を達成している。

ウ 日本海

2 水域全てで環境基準を達成している。

③ 海域 (全窒素及び全燐)

全窒素及び全燐は全ての水域で環境基準を達成している。

ア 大阪湾

3 水域全てで環境基準を達成している。

イ 播磨灘 (播磨北西部及び淡路島西部南部海域を含む)

6 水域全てで環境基準を達成している。

また、海域の水質目標値(下限値)は、全窒素が大阪湾で 2 水域、播磨灘の 1 水域の計 3 水域で達成している。全燐は全水域で達成している。

窒素及び燐は、一次生産者である植物プランクトンの栄養として海域の生態系維持に必要であるとされているが、Ⅱ類型指定水域の県内 4 水域では、依然として窒素濃度は低下傾向である。令和元年度に、環境の保全と創造に関する条例において設定した水質目標値(下限値)の達成のため、下水処理場の季節別管理運転や、工場・事業場等からの栄養塩供給の取組を進めている。(図 2)

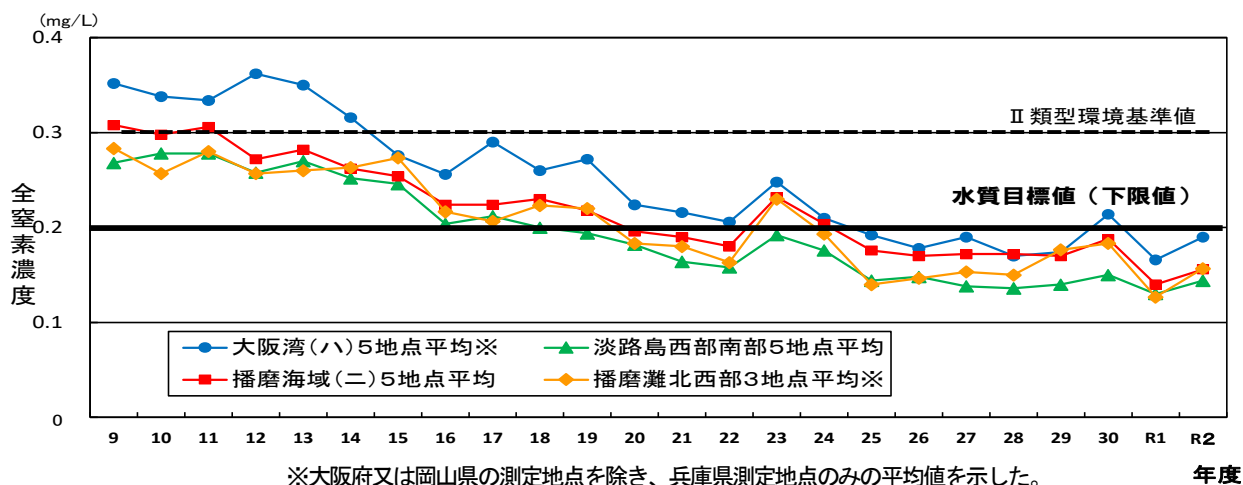


図2 II類型指定水域別全窒素濃度の推移

④ 湖沼 (COD 及び全磷)

千苅水源池の COD 及び全磷は、どちらも環境基準非達成であった。

2 地下水

(1) 概況調査

地下水の県内の全般的な状況を把握する目的で、既存の井戸を利用して、全環境基準項目調査を基本として、89 地点で調査を行い、88 地点で環境基準を達成した(環境基準達成率98.9%)。環境基準を超過した地点は、ふっ素で1 地点(神戸市北区上津台)である。

ふっ素の超過原因は、地質の影響であると考えられ、飲用指導等の対応を行っており、健康影響が生じるおそれはない。以後、継続監視調査等により、監視を継続していくこととしている。

(2) 継続監視調査(汚染地区調査)

過去に汚染が発見された井戸周辺地区等の継続的な監視のため、令和2年度は19市4町の84 地区107 点(647 検体)で調査を行った。内訳は、鉛(30 検体)、砒素(45 検体)、揮発性有機塩素化合物(516 検体)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(19 検体)、ふっ素(32 検体)、ほう素(5 検体)である。

その結果、鉛2 検体、砒素16 検体、揮発性有機塩素化合物62 検体、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素5 検体、ふっ素15 検体、ほう素2 検体が環境基準を超過した。

鉛、砒素、ふっ素及びほう素の汚染原因は、自然由来と考えられる。揮発性有機塩素化合物による汚染に対しては、地下水や土壌ガス等の詳細な調査を実施し、汚染範囲の確定や原因究明を行っている。原因が究明できた地点は、原因者に対し、浄化対策指導等を行っている。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染に対しては、原因が施肥等に起因すると考えられる地点が多くみられる。

3 ダイオキシン類に関する環境の状況

(1) 水質

河川2 地点及び海域2 地点で調査を行い、全ての地点でダイオキシン類の水質環境基準(1pg-TEQ/L)を達成している。

(2) 底質

河川2 地点及び海域2 地点で調査を行い、全ての地点でダイオキシン類の底質環境基準(150pg-TEQ/g)を達成している。

